

令和 6 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 6 日 )  
( 第 13 号 )

第 13 号  
6 月 6 日



令和6年

# 三重県議会定例会会議録

## 第13号

○令和6年6月6日（木曜日）

---

### 議事日程（第13号）

令和6年6月6日（木）午前10時開議

- 第1 議案第91号から議案第103号まで及び議案第105号から議案第107号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第91号から議案第103号まで及び議案第105号から議案第107号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円

10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	谷川	孝栄
31	番	石田	成生
32	番	村林	聡
33	番	小林	正人
34	番	小東	豊
35	番	長田	隆尚
36	番	今井	智広
37	番	稲垣	昭義

38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里
書 記 (議事課主任)	藤 野	和 輝

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
防災対策部長	楠 田	泰 司

医療保健部長  
子ども・福祉部長  
農林水産部長  
雇用経済部長  
観光部長  
県土整備部長  
総務部デジタル推進局長  
県土整備部理事  
企業庁長  
病院事業庁長

松浦元哉  
枘屋典子  
中野敦子  
松下功一  
生川哲也  
若尾将徳  
横山正吾  
佐竹元宏  
河北智之  
河合良之

教 育 長

福永和伸

公安委員会委員  
警察本部長

吉田すみ江  
難波正樹

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第93号及び議案第100号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、さきに提出されました議案第94号について、地方自治法第243条の2の7の規定により監査委員の意見を求めましたところ、お手元に配付の文

書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、6月3日までに受理いたしました請願2件はお手元に配付の文書表のとおり、医療保健子ども福祉病院常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

人委第 51 号

令和6年6月5日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和6年6月3日付け三議第37号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

#### 記

議案第93号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第100号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

別紙 1

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が大規模

災害に対処するため災害応急作業等に従事した場合の特殊勤務手当の支給に関する規定等を整備するものであり、適当と認めます。

## 別 紙 2

### 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する 人事委員会の意見

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が大規模災害の発生した地方公共団体に派遣され、災害応急対策に係る連絡調整の作業等に従事した場合の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。

---

監 査 第 17 号  
令和6年6月5日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

三重県監査委員 伊 藤 隆  
三重県監査委員 平 畑 武  
三重県監査委員 山 崎 博  
三重県監査委員 伊 賀 恵

地方自治法第243条の2の7の規定に基づく条例案に対する意見  
について

令和6年6月3日付け三議第38号で意見を求められました下記の議案については、妥当であると認めます。

記



議案第94号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

請 願 文 書 表

(新 規 分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 19	<p>(件 名) 現行健康保険証の存続期間の延期を求めること について</p> <p>(請願趣旨) マイナンバーカードに保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行しないことが決まった。 マイナンバーカードをめぐる問題は問題が続出している。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある問題が顕在化している。 さらに、認知症高齢者や障がい者などの中には、家族などの手助けがなくてはマイナンバーカードの申請や取得できない方がいるなど、デジタル弱者への対応が不十分なままとまっている。マイナ保険証の暗証番号の管理や5年毎の更新時の手続きなどは、家族や介護施設の職員に大きな負担を強いることになる。 こうしたことを踏まえると、国民の不安を解消し、デジタル弱者への対応が十分なされた後にマイナ保険証へ完全移行すべきであり、当面は現行の健康保険証の存続期間を延長すべきである。 上記の趣旨から、次の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出することを請願する。</p> <p>(請願項目) 1. マイナ保険証に対する国民の不安が解消され、認知症高齢者や障がい者等、マイナ保険証</p>	<p>津市栄町1-891 三重県勤労福祉会館 内 三重退職者連合 会長 野田 穂積</p> <p>(紹介議員) 荊 原 広 樹 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 稲 森 稔 尚 小 島 智 子</p>	6年・6月

	<p>の取得が難しい人への対応が十分になされるまでは、現行の健康保険証を存続させること。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>		
<p>請 20</p>	<p>(件 名) 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。 介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。 厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。 訪問介護はとくに人手不足が深刻である。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準である。 政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を</p>	<p>津市柳山津興1548 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 吉 田 紋 華 稲 森 稔 尚</p>	<p>6年・6月</p>

	<p>0.98%引き上げるとしている。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込む。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <p>1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと</p>		
--	---	--	--

## 質 疑

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議案第91号から議案第103号まで及び議案第105号から議案第107号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。3番 世古 明議員。

〔3番 世古 明議員登壇・拍手〕

○3番（世古 明） おはようございます。

伊勢市・鳥羽市選挙区選出の新政みえ会派の世古でございます。

通告に基づき、議案第91号令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）について質疑をさせていただきます。

私の質疑は2点であります。

1点目は、地域減災対策推進事業費の市町の耐震シェルター設置補助への支援についてであります。

能登半島地震から5か月が経過し、復旧・復興は進んでおりますが、今なお避難所で避難をされている方につきましては、お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願うところでございます。

今回の能登半島地震においては、死因が公表されている人のうち約8割が家屋の倒壊で亡くなっていると言われております。家屋が倒壊する原因というのは幾つかあると思いますけど、住宅の耐震化について、住民の意識は高

まっているのではないかと思います。そのことは先日の議案聴取会の中で県土整備部からの報告でも、耐震診断の見込み件数が大きく増えているということが報告されました。

住宅の倒壊から命を守る、その方法につきましては幾つかあるわけですけど、耐震化として家を建て替えるのか、補強工事をするのか、また、耐震化以外の方法として、住み替えたり、防災ベッドを設置したり、耐震シェルターを設置するというところでございます。今回は、木造住宅の耐震化を補完する喫緊の取組として、寝室などの住宅内の一部に安全な空間を確保するための耐震シェルターの設置について補助するものでありますが、その要件として、耐震診断の結果、評点0.7未満の倒壊する可能性が高い住宅となっていますので、耐震診断を受けなければなりません。

耐震シェルターを設置することは新しい取組であると思いますので、どれだけのニーズがあるか分かりませんが、県に先立ちまして既に実施をされておる市町のところもございまして、住民ニーズというのは分かりにくいわけではありますが、今回の予算額からすると30戸分ぐらいを予定されているのかなと思っております。

そこで、質問させていただくわけですけど、どの自治体でも耐震診断は増えてきており、私も少しの間ですけど調べさせていただいたところ、以前ですと、申し込んでから大体1か月ぐらいで結果が出るということですが、同じ自治体であっても今3か月ぐらいかかっているというところがございます。自治体の規模とか申込み者数によってその期間というのが変わるわけではありますが、そうなってくると、同じ時期にこういう県の施策を見て、耐震シェルターを設置するために、まずは耐震診断を受けてみようという方が耐震診断を申し込んだところ、同じ時期にしても、やっぱり自治体によったり、そういういろんな状況によって調査期間が長くなって、いざ耐震シェルターを設置しようとするときには既に終わっているということも考えられるところでございます。

県としては、やはり住宅の倒壊から身を守るという施策でこれを打ち出し

ておりますので、私はなるべく希望される方が耐震シェルターを設置、使用できるようにとしなければならぬと思うわけですが、同じ時期に申し込んでもなかなかできないということになりますと、じゃ、予定数をオーバーした場合、やはりまた補正予算を組んで対応するのか、どういうふうなことをするのか、まず県のお考えをお聞かせください。

**○防災対策部長（楠田泰司）** 今、御質問ありました今回の補助事業につきましてですが、市町が行う耐震シェルターの設置費用への補助事業に対しまして、市町負担額の2分の1以内を県が補助する制度となっております。また、1か所当たりの補助上限額は50万円以内とすることを考えています。

そして、耐震シェルターの設置に対する補正予算額の計上に当たりましては、本年3月に市町に対しまして状況調査を行いました。その結果を基に、既に補助制度を設けている市町が想定している件数や、先ほど議員からも紹介がありましたけれども、能登半島地震により高まった木造住宅の耐震化、こういったものへの関心なども考慮して予算額を計上しております。

県では、補正予算をお認めいただいた後に、各市町に、まだ制度を設けていない市町もございますので、制度創設も含めてこの制度を活用してもらえるように、市町への個別訪問なんかもやりながら取り組んでいきたいと考えています。

この結果として、市町の活用が広がりまして、予算を上回る状況になることも考えられると思います。こうした場合には、さらなる補正予算による措置についても検討していきたいと考えております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

**○3番（世古 明）** 答弁ありがとうございます。

まずそうやって応募が多くなった場合と、これ多分日本全国でこういう動きが出てくると思うんですけど、新しい取組でありますので、耐震シェルターをつくる業者というのも結構オーバーフローになるということが予想されて、設置することにはなったけど、実際設置には時間がかかって期間が延びてしまうということも考えられるんですけど、その辺りの配慮というか、

措置についてお考えがあればお聞かせください。

○**防災対策部長（楠田泰司）** 我々としては、県民の皆さんの命を守るための新たな制度だと思っています。申し込んだ時期によってできるところ、できないところがあるというのはおかしいと思いますので、その辺りはしっかり対応できるように考えていきたいと、このように思っております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○**3番（世古 明）** いろいろ想定はされるわけですけど、やはり初めての取組であると思いますので、実績もないし、これから皆さん動向がどうなってくるかって分かりませんが、申込みが定数に達した場合とか、設置期間が長くなってきた場合というのは、やはり自分の身を守るということで、住民自らがこういう行動をされるわけなので、それに対応できるように配慮しながら対応していただきたいと思います。

次に、2点目の質疑をさせていただきます。災害対策管理費のトイレカーの導入についてであります。

これにつきましては、災害発生時に現地で災害対策活動を円滑にするために行うためとされておりますが、先月の31日に一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック及び一般社団法人三重県建設業協会と三重県の3者で、災害発生時等における仮設トイレ等の機材のあっせん・供給に関する協定を締結されました。協定の中では災害発生時、レンタル協会が保有する仮設トイレや発電機などの機材を三重県に供給し、仮設トイレなどの運搬、設置を県建設業協会が行うなどとしています。そして、これで大規模災害発生時、およそ950基の仮設トイレを確保できるめどが立ったということを知りました。

そこで質問させていただきます。

今回はトイレカーを導入するのに約1312万円の予算が計上されておりますが、先日31日に締結した3者との協定で対応することはできなかったのかお聞かせください。

○**防災対策部長（楠田泰司）** 今紹介がありました5月31日の協定で、950基

程度の仮設トイレを確保することが可能になりましたが、これは被災者向けの仮設トイレのさらなる量的確保と考えております。

一方で、能登半島地震の発災直後に支援活動に従事した職員からは、例えば現地で使用できるトイレが限定されていた、自らが水を確保し使用後に流す必要があったといったように、現地の厳しいトイレ事情について報告を受けております。そして、それが支援活動を円滑に行うに当たっての課題ではないかと認識しております。

そこで、発災直後から、県の派遣職員が安心して被災地に赴き、そして迅速かつ継続的に支援活動を行うためにトイレカーを導入することとしました。

もう1点、地方公共団体が実施する防災対策の貴重な財源となっています。交付税措置が非常にいい緊急防災・減災事業債というのがあるんですけども、これは今まで避難者の生活環境の改善に当たるものであれば起債の対象になっていたんですが、この4月から新たに、自治体が災害応急対策を継続的に行うためのトイレカーの整備についても起債の対象に追加されました。このことも今回トイレカーを導入する判断理由の一つとなっております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

今回の能登半島地震を受けて、被災者の人を見て、今後施策をしていかなければならない部分と、本当に発災直後から、県の職員をはじめ市町職員、被災地で支援活動をしてきたことには敬意を表するところでありますし、そこからの意見を聞いて、今後の防災対策に生かすということは十分理解をするわけでございます。

しかしながら、なかなか実際、被災者の方、支援へ行っている方というのをきっちり分けることができるのかどうか、そこの状況、雰囲気にもよると思いますので、そこら辺もじっくりというか、やらないと、結構使ったけど、職員が、やはり皆さんのこのトイレの使用状況を考えると使いにくいとかが起るかもしれません。

なるべく支援が要らないように災害がないのが一番なんですけど、せっか

く用意をしたけどやはりちょっと使い勝手が悪かったということもできるか分からないので、その辺は気をつけていただきたいと思いますし、今回、説明の中では、債務負担行為が24か月で設定されております。債務負担行為なので、そこまでかかるということはないですけど、今多分、全国各地でこのトイレカーについても需要が高まっていると思います。24か月は長くはないと思うんですけど、やはり災害の対策についてはスピード感も大事だと思うので、その辺り、知事にお伺いしたいと思いますけど、やっぱりスピード感を持って対応できるようなお考えを聞かせていただけたらと思います。

○知事（一見勝之） 地震のときは、とにかく人命救助が一番急がれるところでございます、そこにもスピード感が必要ですし、また復旧にも、今能登半島地域が苦しんでおられますけれども、必要でございます。特に大きな地震が起こりますと、津波、それから、今議員から御質問いただきました家屋の倒壊、孤立集落の話、それから大火災、この四つに我々は対応しなきゃいけない。今回、能登半島地震でそれを学びましたので、家屋倒壊はそのうちの一つでございます。これはそれぞれの方にやっていただかなきゃいけないので補助金という制度を取っていますが、火災でありますとか津波は行政が率先して動く部分もございます。いずれにしても、御指摘のとおりスピード感が重要でございます。それを心に刻みまして、しっかりやっていきたいと思っております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 知事、答弁ありがとうございます。

災害対策というのはどれがベストとかはないですけど、やはり想定できること、先ほどのトイレカーも被災地を見たり、そして被災地に支援を行った方からの意見を入れながら対策していただいたということで、そのことを十分理解するわけでございますが、今後も、やはりこの能登半島地震をはじめ、今まで起こった災害について、そこから災害をして、起こっては要らないですけど、やはりこの三重県においても、いずれ地震が起こる可能性があるということで、県の防災対策に努めていただきたいと思います。



これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 45番 中森博文議員。

〔45番 中森博文議員登壇・拍手〕

○45番（中森博文） おはようございます。自由民主党会派の名張市選挙区選出、中森博文でございます。

議長のお許しをいただきまして、議案質疑をさせていただきます。議長退任後3週間ですけれども、登壇させていただくのは20か月ぶりということでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今回の質疑で、耐震シェルターを中心とした、そういう面が非常に多く会派を超えて質問されて、ただいま世古議員からも詳細な御質問がありました。ちょっと観点を変えて、私のほうから質問させていただきます。

それでは、まず木造住宅の耐震性に関する課題を少し述べたいと思います。

昭和56年6月、この後は新耐震基準というんですけど、それから、平成12年5月までの住宅、この間は、現在はグレーゾーンって言われていまして、建築業界ではもう常識になっているんですけども、ここの平成12年以降についての住宅の大破、倒壊に占める割合というのは、その後と比較すると3倍あるんです、3倍。熊本地震もそうだったんですけども、3倍ある。その報告がなされて、その要因としては、金物をしっかりつけると、また、必要な壁の配置を見直したわけです。耐震性が少し変わったということで、新耐震基準以降といっても安全ではないということを県民の皆様にはちゃんと周知していただかなくてはいけないのかなというところは、なかなか十分じゃないというところです。

現在、耐震診断、耐震補強の補助対象となっている新耐震基準以前、昭和56年5月以前の住宅の持ち主は大半が御高齢化されておりまして、空き家率も高くなってきております。耐震診断で件数も頭打ちになっているとお聞きしておりまして、これでは耐震化率の向上は困難な状態で、今後想定される南海トラフ地震の際の減災を考えると、さきに申したグレーゾーンの住宅の耐震化を進める必要があるのではないかと考えます。

国においては、昭和56年以前の木造住宅の耐震化について、補助対象にも  
もちろんしておりましたけれども、新耐震基準以降、昭和56年7月以降の木造  
住宅についても対象としております。三重県においても、南海トラフ地震に  
備えた減災の有効な手段で、県民の安全・安心につながりますので、グレー  
ゾーンの木造住宅の耐震化補助を行っていただくようお願いするところでご  
ざいます。

さて、能登半島地震を受けまして、私も現地調査をさせていただき、三重  
県は今回、耐震補強設計や工事費の補助を拡充するとして、設計費の補助で  
は、住宅の内部構造、中を調べて詳細設計、いわゆる精密診断法を活用する  
場合に補助を上乗せする。平成30年度まで三重県も実は耐震シェルターを  
やっていたんです。新たにというのか、耐震シェルターを復活されたわけで  
あります。もちろん内容は違いますよ、復活されました。

今回、この能登半島地震を受けて、南海トラフ地震対策の推進の観点から、  
今回の補正予算に対する知事の思いをお伺いしたいです。

**○知事（一見勝之）** 一級建築士であられる中森議員に私が話をさせていただ  
くのも釈迦に説法のような話ではございますが、先ほど議員からもお話をい  
ただきましたけど、能登半島地域を議員も見に行かれたということです。私  
も見に行きまして、大きな建物、日本家屋、どんどん倒れている、そしてビ  
ルもこけている、こういう状況でございます。お亡くなりになられた方、地  
震による死者が少なくとも230名ということでございますが、その多くが家  
屋の中で圧死をされているということでございまして、これはやっぱり南海  
トラフ地震はもっと大きな規模と聞きます。かつ半島の地震という意味では、  
能登半島と似通ったところも出てくると思います、救助に時間がかかるとか。

したがいまして、まずは地震の一撃で命を失われるということがないように  
しなきゃいかんということで、今回の補助制度を設けさせていただいたと  
いうことでございます。一部かつてあったものについても復活を、形を変え  
てしているものもございますけれども、こういった形で、特に津波、火災、  
孤立集落、そして家屋倒壊、その中の家屋倒壊というのは、県民の皆さんお

一人お一人に意識を持っていただいて、ここを変えていただくということをこれからも続けていきたいと思っております。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ありがとうございます。

今日の新聞では、いよいよ公費での解体撤去が始まったということで、ようやくなんです。これだけ時間がかかるということは、何らかの課題があったということですね。詳細は私が申し上げるまでもないんですけども、現地に行ったときに、倒壊された建物が道を塞いでいたり、いろんな個人的な財産があったり、それからいろいろと境界とかいろんなことが課題ではなかったのではないかと思います。公が解体するということは、今現在ある制度では、老朽住宅の解体については、人が住んでいないところについては解体というのはできると、これ、主たる目的は違いますけれども、そういうことができますけど、なかなか固有財産を公が除去というのは難しいというのが言われております。

少し、今回の補正予算の内容を、先ほど世古議員からもお話しいただいておりますので、繰り返しは避けますけれども、いろんな手だてを今していただいております。工事費の補助額も上限150万円まで増やしていただいているということ、それから、精密診断法のメリットというのは、設計費とかそういうところだけではなくに、工事費が実は安くなるんですわ。精密診断にお金を出しても、工事費全体は、今まで簡易診断で、全体を補強すると非常に多額の経費がかかったということから、個人の持ち主からすると、本当に全部直さなあかんのかいなど、こんなことを、精密診断法によると、ここにポイントがあって、ここを直せば全体がしっかりすると、こういうこととなるわけでございます。合理的な診断法をしっかりとすることによって工事費が安くなると、こういうメリットがありますので、御理解いただきたいと思いません。

それから、耐震シェルターですね。これ、平成30年度までは、高齢者や身体障がい者が生活されている住宅への耐震シェルターへの補助がございまし

て、市町に補助を出していたということですが、今回はこの対象を全世帯に広げると、ここがポイントなんですね。だから、新しいというよりは再開というんですか、充実したという表現が適当ではないかなと思います。

改めて、建物倒壊から命を守るという、建物全体の耐震化が必要ではありませんけれども、少なくとも命を守る方法としての県の判断、耐震シェルターの補助を復活されたということは理解するところでございます。

一方、一部の市町で補助だけでなく、県内全体が補助できることにはできないこととございますので、県内市町にしっかりと理解をしていただきながら、県内全てに行き渡るような施策を講じていただかなくてはいけないのかなと思います。

それで、繰り返しますけれども、耐震シェルターで、地震時の建物倒壊においても、命を守れる一面、倒壊によりまして、さきに申しましたように避難通路であったり、道路通行の障害となったりする例が現実ございました。緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を県は進めていただいております。市街地、集落内の輸送道路、すなわち避難路の沿道建築物の耐震化も併せて進めていかななくてはいけないのではないかなと、このように考えます。

そこで、能登半島地震を受けて、なぜ耐震シェルターへの補助を再開することにしたのか、当局、防災対策部長の御所見、そしてあわせて、沿道建築物の耐震化や、さきに申しました、昭和56年6月から平成12年5月までのグレーゾーン住宅、この耐震化を進めるべきと考えますが、県土整備部理事の御所見をお伺いします。

**○防災対策部長（楠田泰司）** 私のほうからは、耐震シェルターの補助を設ける理由について答弁させていただきます。

理由は大きく3点ございます。

1点目は、木造住宅の倒壊による人的被害の未然防止の重要性、これを改めて強く認識したということです。

能登半島地震では死亡原因について、警察庁の集計では、倒壊した建物の下敷きになったことによる圧死が約4割を占めています。こうしたことから、

被害を防ぐためには、住宅そのものの耐震化に加えて、居室内において身を守るための場所や空間、こういったものを確保する選択肢を設けることも必要ではないかと考えました。

2点目は、県民の皆さんのニーズです。

昨年10月に防災に関する県民意識調査というのを行っております。この中で、耐震補強工事をしない理由として、回答者の約6割以上の方が補強工事に多額な費用がかかるということを挙げている一方で、耐震シェルターによる補強について尋ねた質問では、回答者の約3割が耐震シェルターの費用が安価であれば実施する、こういった回答をしております。その後、能登半島地震の発生を受けて、こういった県民の皆さんのニーズというのは高まっているのではないかと、こんなふうにも考えております。こうしたニーズに対応していきたいというのが2点目です。

そして、3点目が市町からの要望です。

市町も耐震シェルターの補助制度を設けているところがあります。そういったところから、そういった補助制度の拡充、これまであったものの拡充とか、新たな補助制度を設けてほしい、こういった声もありましたので、こういう取組に対して支援していきたいと考えました。

こういったことで市町への補助制度を設けたいと、こんなふうに考えております。

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、私のほうから、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された住宅の耐震化及び避難路沿道建築物の耐震化について御説明させていただきます。

まず、議員御紹介のとおり、昭和56年以降の新耐震基準による建築物は、震度6強から7程度の地震にも倒壊しないと言われていましたが、平成12年の建築基準法の改正により、木造住宅に筋交いの接合金物などが規定されるなど、より安全な建築物の規定がされたところでございます。

本県におきまして、この昭和56年以降平成12年までに建てられた住宅はおよそ29万5000戸、また旧耐震基準で建てられた住宅は9万2000戸と推計され

ております。これにつきまして、市町の意向を確認しましたところ、昭和56年以降平成12年までに建築された住宅へも補助対象を拡大することが必要とあった市町は4市町でございました。

また、能登半島地震を受けまして、この建物被害を受けまして、国において、この専門家等による委員会を設置し、現在の被害結果で、この被害の原因分析をされていると聞いております。これらの状況から、昭和56年以降平成12年までの間に建築された木造住宅につきましては、今後の国における検討状況及び市町の意向も確認した上で、補助対象にすべきか検討してまいりたいと考えております。

また、避難路沿道建築物につきましては、今の木造住宅の耐震化、それと耐震化されていない古い空き家が避難路等を塞ぐことで、避難や救命活動、緊急物資等の輸送に支障を来すことを考えまして、市町と連携し、今、耐震性のない空き家の除却に取り組んでいるところでございます。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ありがとうございます。

繰り返しになりますが、もう時間がありませんので、最後に。

三重県では耐震性のない木造住宅の除却補助というのは、空き家を対象にしているんですね。でも、耐震性のない住宅に住んでいる人で、建て替える意欲のある人はいるんですよ。そこへ補助したら建て替えが進んでいくんですよ。そこにメスを入れないと、人が住んでいないからってその空き家のお金を出して。人の住んでいる住宅を補助する、建て替えの除却費を出せばよりいいのではないかなと、このように思います。

4日に名張市に行ってヒアリングさせていただき、来年から耐震シェルターの制度をつくるように要請しまして、検討するというところでございますので、ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） どうもおはようございます。公明党の今井智広でございます。

私のほうからも、議案第91号令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）につきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

ただ、世古議員、また中森議員のほう詳しくやっただきましたので、多くは重なる場所があったんですけども、答弁も含めて、私のほうで、それとまた違うところで聞ければということで、ちょっと今、頭の中でいろいろ考えながら質疑をさせてもらいたいと思います。

今回、県土整備部理事と防災対策部長に、ちょっと中身についての確認をさせてもらいたいと思います。先ほど来、大分詳しく御説明いただいたわけでありますので、その辺りはちょっと除いてという形で考えますと、今回、本当に能登半島地震を受けて、補助上限額を上げたり、また耐震シェルター補助制度をやってもらいます。2月の質問のほうで、先ほどの答弁じゃないですけど、やっぱり自己負担が多いので、やりたくてもできないんだということがあって、耐震シェルター等をやったらどうかということを私も提案させてもらいました。

まずは県土整備部の事業で、精密診断法という新たな取組が出てきました。先ほど中森議員も言っていたように、設計費用はちょっと上がるか分からないけど、工事費のほうは下がる、トータルとしてより強い建物を安価で改修することができるということだと思います。

一方で、それに携わっていただくであろう方にいろいろお話を聞くと、精密診断法ができる人は、まだ今は少ないのではないかと聞いていただきました。でありますので、これでどんどん、この制度は本当に有利な制度でありますので、これを進めていくに当たっては、耐震診断の中でもこの精密診断をしていただける方の確保と、今後の育成といたら失礼かも分かりませんが、それに携わっていただく方を一人でも多く取り組んでもらうことが重要であると思いますので、そこへの取組がどうかということと、補強工事等への補助上限額を上げてもらいました。これは耐震シェル

ターも一緒に、市町のほうもしっかりと上限を上げてもらえないと、市町以上に県が出すということはないと思います。

でありますので、各市町がこの三重県の、能登半島地震を受けた早いこの6月補正予算での対応についてこれしていない市町もあるかと思っています。ですので、今回の耐震補強設計、耐震補強工事等について、まず市町のほうの現状と今後の見通し、決意もあられると思います。先ほども少しお話しいただいたと思いますけれども、県土整備部理事のほうに答弁をお願いしたいと思います。

**○県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、まず精密診断法の設計に対応できる建築士の確保、それから、木造住宅の耐震補強設計及び工事の制度拡充についての市町の対応について御答弁させていただきます。

まず、精密診断法の設計に対応できる建築士の確保についてでございますが、精密診断法の設計について、建築士以外に特別な資格は必要としませんのですけれども、現在、三重県では一般診断法が耐震補強設計で多く使用されているのが現状でございます。議員から御紹介のとおり補強工事の低減が期待できます精密診断法による設計につきましては、補助の上乗せを行うことにより、精密診断法による設計に対応できる建築士へのニーズが今後高まっていくと考えております。

県としましては、これまでも全市町と共同で開催しておりますけれども、設計者や施工者等向けの耐震改修講習会、また、建築士等の関係団体を通じて働きかけるなど、精密診断法による設計に対応できる建築士の確保に取り組んでいきたいと考えております。県民からのニーズに不足が生じないように努めていきたいと考えております。

それから、今回の設計工事の制度拡充について、市町の対応状況でございますけれども、今回の制度拡充につきましては、昨年度末から市町と情報交換しながら準備を進めてきたところでございます。現時点では、県内29の市町のうち、耐震補強の設計につきましては20の市町が、耐震補強工事については22の市町が県に合わせて拡充する方向で検討していると伺っております。



補助拡充の実施時期でございますが、今年度と来年度で設計の工事もほぼ拡充すると伺っておる市町の半分ずつ程度が、6年度で半分、7年度で半分というような、ほぼ半分になっているという状況と聞いております。木造住宅の耐震化の取組としては着実に強化に向かっているのかなと考えております。残る市町につきましても、他の市町の動向や住民からの問合せ状況等を考慮して検討するとの声も伺っているところでございます。

引き続き、この拡充につきまして市町に丁寧な説明を行いまして、緊密に連携しながら住宅の耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。精密診断していただける方の確保、しっかりと講習会とか、その団体の皆さんと協力しながら行ってもらって、しっかり対応していける体制をまず整備していくように頑張っていたきたいと思います。

また、多くの市町がしっかり県に歩調を合わせてやっていただけるということですけど、まだ残る市町もあるということで、やっぱりその市町ごとの財政状況とか、どこにどういう予算配分するかというのはあられると思いますので、丁寧に状況等を判断しながら協議して進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。理想としては、県内どこの地域に住んでおったとしても、しっかり、まず昭和56年5月31日以前の住宅の方々、また耐震が必要な住宅の皆さんが安全を確保できる、その体制を県内で取っていくのが理想だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、耐震シェルターについてお話をお伺いします。

世古議員の御地元である伊勢市のほうでは、今年度一般会計予算でやっていただいたということ、2月の一般質問で僕も発言させてもらったと思います。本当に全体を直すのは大変だけど、やはり最低限命を守る体制をしっかり整えるということで、今回英断していただいたことは本当にありがたく思っておりますし、中森議員から御紹介がありましたように、前は65歳以上の高齢者のみの世帯、また身体障がいをお持ちの方の世帯と限られており

ましたけれども、今回はそういう対象者を多く広げていただいたということもありがたく思っております。また、前は1世帯当たり12万5000円、三重県版を使うと20万円ということでしたけど今回50万円まで限度額も上げていただいた、これも本当にこの英断に感謝をさせてもらいたいと思います。

その上で聞かせていただくのが、前回の運用の手引を見させてもらおうと、1市町当たりの限度額が500万円とございました。これは恐らく地域減災対策推進事業全体で1市町500万円が限度で、その中に耐震シェルターが入ることだったと思うんですけど、今申し上げたように、補助限度額を非常に上げていただいて、また、市町も一生懸命取り組んでいただくとなると、この1市町当たり500万円という限界を設けることがいいことかどうかというのを私はちょっと感じております。このルールに関して、今回の事業の中で、防災対策部としてはどのように考えているのかをお示ししたいと思っています。

それともう一つ、先ほどもありましたので改めてということになりますけれども、やはりこちらも市町がやっていたかないといけないということでもあります。1500万円の予算に対して30件ぐらいを考えておるということですけれども、全てのやっただけ市町が50万円ずつ補助しますということになると最低でも30件しかできないということになると思うんですけど、市町によっては20万円、30万円というところになると、県も補助額を合わせる形になるので、30件以上はできるという判断になってくるかと思います。議案聴取会の中で、稲森議員のほうがたしか質問されたと思いますけど、今考えているのはどれぐらいですかということやったら10市町ぐらいがということでも言ってもらっていましたし、先ほども答弁でもありましたと思います。

やはりこれは県がどれだけやらないといけないと思っても、市町の皆さんが補助の対象といえますか、補助対象者はあくまでも実施する市町になります。その意味においては、やはり市町の皆さんの一緒に取り組もうという、そういった思いになって、補正予算対応なのか来年度予算の対応なのかということがあると思いますけれども、そこへ本当に丁寧に働きかけをしてもら

いたいと思います。その上で、その意味で防災対策部長のほうに2点、御答弁をお願いしたいと思います。

○**防災対策部長（楠田泰司）** 今、議員の御紹介がありましたように、以前の制度はこの地域減災力強化推進補助金の全体の中のメニューとして位置づけておりました。それで500万円という補助上限だったんですが、今回は、まさに身を守る空間の確保、喫緊の課題だと考えております。そこで、地域減災力強化推進補助金の別枠というふうに位置づけて、1市町当りの上限額を設けることは考えておりません。

それと、2点目の市町の活用促進に向けた取組でございますが、やっぱり県と市町、一緒になってやっていくことが重要だと思っています。そこで、せんだって、我々が今考えている制度の案について、市町の防災担当者会議を開催して、説明も行わせていただいています。

また、議決いただいた後は、市町に対し個別訪問等を行って、一つでも多くの市町に制度化していただけるように丁寧に説明をし、一緒になって取り組んでいく機運というのもつくっていきたいと思っております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○**36番（今井智広）** ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にちょっと答弁を求めるところに書いていないんですけど、知事にも、申し訳ないです。

知事は、知事提案説明で、斉藤国土交通大臣に、国の制度を拡充してくださいねということを要望していただいたと、そのようにおっしゃっていただきました。国の制度が拡充する前に、県として、今回本当に思い切った拡充をしていただいたと感じております。

能登半島地震を受けて、知事も様々、三重県民のためにやらなければいけないことを感じられての今回の補正予算だと思いますが、今回の補正予算にかける思い、そして、今申し上げたように、市町によっては今年度内にできないところは来年度以降にやってもらわないといけないということになりま

すので、この制度の補正予算は今年度の予算だと思いますけれども、来年度以降もやっぱり頑張っていってもらわないといけないと思いますが、そこに対する知事の意気込み等含めて、御答弁をお願いいたします。

○知事（一見勝之） 県民の命を守るのが我々行政に携わる人間の一番の使命であると思っております。きれいごとをあまり言うつもりはないんですが、本音の話で話をすると、お年寄りが暮らしておられる家屋、子どもがおられる。子どもさんが今回、能登半島地震で、お父さん、お母さん、これ補強せなあかへんに、えらいことになるで、ようけな人死んでおるでと言うと、年取った御両親は何と答えられるか、いろんな人に聞いてみました。俺はもうええんや、俺はもう年やし、今お金を使うぐらいやったらあんたらに残してやりたいがな。それで本当にええんですかねというところから実はこれが始まりました。

家全体を建て替えると、令和4年の中央値で320万円かかる、そんなお金が用意できる人は限られていますわね。そのときに、2月29日、先ほど議員の御質問の中にもありましたが、一般質問で今井議員から、耐震シェルターというのがかつて補助制度としてあった。あっ、これや、これやったら金額もそんなにかからへん、部屋は1部屋か2部屋やけどということで、防災対策部と議論しまして、これをやっていくということで今回のメニューに付け加えさせていただいたところです。これで一人でも県民の命が守れたらそれにこしたことはない、亡くなられる方もそうですし、その子どもたちも、お孫さんたちも喜ぶんと違うかなと思います。

4月18日、斉藤国土交通大臣にお願いしました。本来、国でやってほしいんですけど、まず県からやろうということで、市町もぜひお願いしたいと思っています。本当にこれは今年の補正予算ですけれども、来年度もやはりすぐに終わるものではないと思っていますので、考えていかなきゃいけない。ただ、スピード感が要ります。いつまでもあるでって言っていると、やらん人もおるかもしれないので、そこも考えながら、これから制度を運営していきたいと思っております。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） ありがとうございます。

三重県各29市町と連携を取りながら、県民の皆さんの命と財産を守る体制の強化をお願いいたしまして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 9番 川口 円議員。

[9番 川口 円議員登壇・拍手]

○9番（川口 円） おはようございます。

議案質疑、2項目についてお聞きをさせていただきます。1点目は、期待をさせていただき、質問させていただきます。2点目は、危惧する部分があるので、確認させていただきながら質問させていただきたいと、このように思っております。新政みえ、津市選挙区選出の川口円です。よろしくお願います。

最初に、先日、駐日スペイン大使がお越しいただいて、フィデル・センダゴルタさん、あと、フェルナンド経済商務担当参事官が、知事、そして議長のところへ訪問されました。大変喜んで帰っていかれたということで、昨日、御報告をいただきましたので、ありがとうございました。

それでは、最初に、全国知事会が実施するフランスでのプロモーションについてお聞きさせていただきます。

先日、フランスのル・モンド社が松阪牛について三重県に取材に来られました。そして、三重県に駐日スペイン大使がお越しいただいて、ヨーロッパ圏と少し距離が縮まってきたのかなと感じております。それで、このプロモーションについて、雇用経済部、そして観光部にお聞きします。

よく行政が行うプロモーションというのは、そのイベントだけで終わってしまうというのがほとんどであると。その後が大事で、どうつなげていくかということが非常に大切だと私も勉強しながら教えていただいております。

今回、スピーディーに予算をつけていただいて10月のイベントに対応して

いくということでありますので、このプロモーションをやっていただいて、その後、どういうふうにつなげていくのかという部分について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○雇用経済部長（松下功一） 私のほうからは、フランスでの共同プロモーションに係る雇用経済部の対応につきまして御答弁申し上げます。

県では、県内食関連事業者の欧州における輸出拡大を支援するため、10月19日から23日までの5日間、フランスで開催される世界最大規模の食品見本市であるシアル・パリに出展する予定でございます。

シアル・パリは、食品の輸入業者やバイヤーなど世界各国から約31万人の来場者が見込まれるということでございますので、多くの商談機会が得られると考えております。

また、シアル・パリの開催期間中におきましては、全国知事会による共同プロモーションの実施も予定されておりまして、オールジャパンでのPRによって集客力の向上が期待されております。

今回の見本市出展の機会を最大限に生かしまして、多くの来場者に三重の食や商品の魅力を効果的に発信するとともに、参加事業者の商談成約、輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

御指摘にもありましたように、このシアル・パリへの出展で、それで終わるということではなくて、その後の成果につなげていくことも大事だと思っております。

こうしたことから、県では、輸出支援相談窓口を設置しまして、海外のマーケットやブランディングなどに精通している7名の輸出アドバイザーが、契約等の貿易実務でありますとか、商品のブラッシュアップなど、輸出に関する課題解決に向けた支援を行っているところでございます。

過去にもこのような支援によって成約に至った事例もありますので、今回参加される事業者に対しましても、見本市で獲得したチャンスを着実に成約につなげられますように、ジェトロ等の関係機関とも連携しながら、継続的な支援にしっかりと取り組んでまいります。

○観光部長（生川哲也） 続きまして、観光プロモーションにつきましてお答えいたします。

今回の観光プロモーションにつきましては、全国知事会による食品見本市での共同プロモーションと連動いたしまして、多くの県が参加するこの機会を観光の魅力発信にもつなげることが効果的であることから、三重県からの提案で、観光につきましても共同でプロモーションを行うことになったものでございます。内容につきましては、フランスの旅行会社を対象に、食品見本市とは別の会場で、各県がブース出展やステージイベントを通じたPRを行う予定でございます。

全国知事会やJ N T Oと協力することで、より多くの旅行会社を集めることができるメリットを生かしまして、三重県を含む各県の観光コンテンツに関心を持っていただき、認知度向上につなげるように取り組んでまいりたいと思っております。

このように、多くの県が連動してプロモーションを行うことによりまして注目が高まることに加えまして、三重県としましても、旅行会社に対して直接魅力を伝えることで、より三重県に興味を持っていただけると考えております。

今回の取組を、まさしく成果につなげていくためには、今回得られた興味や関心を引き続きフォローアップしていくことが重要だと考えております。三重県におきましては、フランスに営業活動を行う代理人を設置しておりまして、この代理人を通じまして、御参加いただきました旅行会社などに対しましてニュースレターなどによる情報発信でありますとか、先方からの問合せへの適時適切な対応、さらには県内での宿泊や体験の予約手配などのサポートの働きかけを継続することによりまして、実際に三重県を御訪問いただけるツアー商品の造成や販売などにつなげていきたいと考えております。

本県にとりまして、フランスはかねてより重点的に誘客に取り組んでおりまして、こうしたチャンスを着実に捉えまして、フランスからの来県者への増加につなげるため、しっかりと取り組んでまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

最近、ニュースで見たんですけど、コンニャクの輸出がめちゃくちゃ増えているとか、あと、お米の真空パック、秋田県のお米だったと思うんですけど、これが爆売れしているとか。どこでつながっていくかというのが、世界だと分からないという部分もあるんですけど、チャンスというのは間違いないと思いますので、つなげていただくというのを丁寧にやっていただき、三重県のもものが一つでも多く世界に流通できるようにお願いさせていただき、私もその過程のチェックをしっかりと今後させていただきたいなと思っております。

また、観光は、今、特にヨーロッパのほうから三重県も来ていただいているというのを聞いたり、実際にお越しに来ていただく姿を見たりしますので、ぜひ一人でも多く来ていただけるように進めていただきたいと思います、このように強く思いますのでよろしくお願ひします。こちらも同じように、これからやっていただくことをしっかりと見させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2点目の災害即応力強化推進事業費及び災害対策管理費についてお聞きをいたします。

これは、中身はキャンピングカーのようなもの、宿泊を伴える車両を導入いただくということで、キャンピングカーというようなイメージになるとは思いますが、もう1点が世古議員がお聞きしたトイレカーということで、二つお聞きをさせていただきたいと思ひます。

トイレの問題というのは、先々月ですかね、幾つか自治体の首長にお会いさせてもらって意見交換させていただいて、たしか四日市市だったと思うんですけど、応援の職員がおむつをして活動していただいていた、おむつも処分できたんだけど、それを持って帰ってきたと、そういう苛酷な状況がありましたということをおっしゃっていただきました。

一般的には食べるからトイレへ行くんだというふうイメージを取られる



んですけど、災害の現場では、実際はトイレに行けないから食べられない。食べられないと持病が悪化する、災害関連死に進んでいくと、こういうのが現実であるということでお聞きもいたしました。

ですから、このトイレカーというのは必要なもので、また、宿泊できる場所もないという現実もありますので、重要であると私自身も考えておりますが、これが現実におむつをして、お医者さんもそうだったと聞いています。その中で、トイレカーが三重県だけあって、それを職員が使うのをどう思うのかとか、運用の問題が一番重要になると思うんです。この点について、運用をどういうふうにやっていくのか、それをまずお聞きさせていただきたいと思います。

○防災対策部長（楠田泰司） 今回、補正予算に計上しておりますトイレカーは、第一の目的としましては、県からの派遣職員が被災地の市町災害対策本部など、現場で支援活動を行う際に使用することを目的としております。例えば、断水等でトイレが使えなくなった市町の庁舎などで使用することを想定しています。

しかし、今回の能登半島地震のように、長期にわたる断水等で、被災地におけるトイレ環境が十分でない場合、こういった場合は、初動期における県の応急活動に一定のめどが立った後、トイレカーを避難所等に移動させ、住民の方が利用するといったことも考えられると思っております。

被災地のニーズに合ったトイレカーの運用方法につきましては、やはり被害の程度や避難者の数、それからトイレの確保数などによっても異なると思います。ですので、現場の状況に応じまして、被災市町とも相談しながら、具体的な対応を考えていきたいと現段階では考えております。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

能登半島地震で、給水車が生活水に水を出せないという現実があったって、聞いているんです。何でかというのと、それ、ルールで決まっているから。散水車の水は生活水に持って行っていいんだけど、給水車の水は駄目やったと、

当初。ということで、そういう変なルールがあると、例えば、トイレカーが困っている人に使ってもらわなければならない現状で使えないとか、そういうことを、柔軟にしておっしゃっていただいたので、本当に柔軟に使っていただけるもので、初めて入れてよかったなと思っていただけるんだと思います。

みんな元気になるトイレということで、能登半島地域ではすごく子どもから高齢者の方まで喜ばれたという現状があって、報道でも笑顔で使っている姿があったり、病院の医師、看護師が、専用でもう要るからということで、病院に置いて、病院に来られた方も使える環境で使ったりとか、そういう柔軟に使っていただけるようにだけ、これ、しっかりやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。使うのがためらうようなトイレカーにはしてほしくないの、ぜひ喜んでいただけるようにお願ひします。

あと、ふだんキャンピングカーとトイレカーというのはどういう使用をされるかというのをお聞きします。

**○防災対策部長（楠田泰司）** まずキャンピングカーのほうなんですけれども、平時には職員の公用車として利用するということと、それと県の防災訓練においても実際に運用することとしています。

そのため、導入する車両なんですけれども、普通自動車免許により誰でも運転ができて、かつ能登半島地震の被災地のように、大型車が通行できないような悪路であっても速やかに職員を派遣することができるように、ワンボックスタイプのを考えております。

2点目のトイレカーにつきましては、災害時に被災地で支援活動を行う県の派遣職員が使用することを第一の目的としております。

非常時を常に意識して、例えば、発災後の断水を想定した訓練、トイレカーを出勤させる訓練、こういったものに活用したいと考えています。また、防災という目的の中で、訓練以外にどういった平常時の利活用の方法があるのかというのをこれから考えていきたいと思っております。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） キャンピングカーの公用車の使い方というのはなかなか、ちょっと無理があるような気がするんですけど、そこは十分考えていただいて、進めていただきたいと思います。

本当に、よく行政のほうに提案させてもらおうと、ふだん使いがとかおっしゃられるんですね。そういうことをおっしゃられるので、ふだんの使い方をしっかり考えていただいて、県民の皆様が本当に喜んでいただけるような形で進めていただきたいと思います、そして、みんなが喜んでいただけるものにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で、議案第91号から議案第103号まで及び議案第105号から議案第107号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号から議案第103号まで及び議案第105号から議案第107号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

---

### 議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
9 4	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

105	財産の取得について
-----	-----------

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
103	工事請負契約について（漁業調査船「あさま」の代船建造工事）

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
92	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
97	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案
101	三重県病院事業条例等の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
106	新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
107	特定事業契約の変更について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
9 1	令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）
9 3	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
9 5	三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
9 6	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
9 8	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案
9 9	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
1 0 0	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
1 0 2	国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明7日から9日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明7日から9日までは休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時4分散会